

令和8年度 一般入学志願者心得

石川県立七尾東雲高等学校

〒926-8555 石川県七尾市下町戸部12-1

T E L (0767) 57-1411

F A X (0767) 57-2945

1. 設置学科及び募集定員

設 置 学 科	募 集 定 員
機 械 シ ス テ ム 科	80名
演 劇 科	20名
総 合 学 科	60名

ただし、別に募集する推薦入学者数を含む。

2. 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、演劇科にあっては、次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

3. 出願手続

- (1) すべての志願者について（県内及び県外を問わない）

① 入学志願者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、入学検定手数料2,200円（石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印しないこと）を添え、在学又は出身中学校長を経由して七尾東雲高等学校長に提出する。
なお、添付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。

② 郵送による出願は、あて先を明記した返信用封筒（110円分の切手貼付）を同封し、簡易書留とし、期間内必着とする。
③ 2の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
④ 2の(3)の学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

- (2) 県内からの志願者について

志願者は、一人1学科に限り出願できる。ただし、第2志望を認める。

- (3) 県外からの機械システム科及び総合学科への志願者について

① 志願者は、入学志願特別事情具申書を令和8年1月5日（月）以降に、石川県教育委員会に提出して、入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、七尾東雲高等学校へ出願手続を終えなければならない。
② 志願者は、一人1学科に限り出願できる。ただし、第2志望を認める。

- (4) 県外からの演劇科への志願者について

① 志願者は、入学志願特別事情具申書の提出による入学志願許可書の必要はない。
② 志願者は、所定の入学願書とともに、全国のいずれの公立高等学校にも併願しない旨の中学校長名の「証明書」を直接七尾東雲高等学校長に提出するものとする。ただし、志願できるのは演劇科のみであり、第2志望は認めない。なお、出願の承認は受検票の交付をもってこれに代える。

- (5) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。この場合は、関係書類を整え中学校長を経由して石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて七尾東雲高等学校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和8年2月27日（金）から3月3日（火）午後3時までとする。

4. 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者又は本校の他学科に志願を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

- ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、七尾東雲高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
- イ 本校の他学科へ志願変更する場合も、アに準じて手続をすること。
- ウ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5. 出願期間

(1) 入学願書受付期間

令和8年2月18日(水)から2月24日(火)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとし、2月24日(火)は午後3時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内必着とする。

(2) 志願変更期間

令和8年2月27日(金)から3月3日(火)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとし、3月3日(火)は午後3時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

6. 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。なお、自己申告書は、志願者本人が記入し巻封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学または出身中学校名と志願者氏名を記載する。

7. 学力検査

(1) 令和8年3月10日(火)及び3月11日(水)の両日、志願者全員について次の日程で行う。なお、検査場の下見は実施しない。

3月10日(火)	8:00~8:30	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10
	受付	国語	理科	英語
3月11日(水)	8:00~8:30	9:00~9:50	10:10~11:00	11:30~12:50
	受付	社会	数学	面接

*各教科100点満点で、英語は「聞くことの検査」を含む。

*面接は、入学志願者全員について集団面接（1グループ5名程度、面接時間約15分）で行う。

(2) 当日の注意

- ① 学力検査両日とも受検票・筆記用具・上履きを持参すること。待ち時間があるので、自習用の本などを持参してもよい。
- ② 学力検査の開始時間に遅れたときは、七尾東雲高等学校長に届け出て、その許可を得なければ受検することができない。
- ③ 学力検査の際、電卓機能や辞書機能等を備えた多機能腕時計、分度器、分度器機能のついた定規等は検査室への持ち込みを禁止する。また、携帯電話等の通信機器を備えた機器は、検査室外の所定の場所に置くこと。
- ④ 災害等で日程が変更される場合は、本校のHPと県教育委員会学校指導課のHPに掲載する。

8. 合格者の発表

合格者の発表は、**令和8年3月18日(水)正午**、七尾東雲高等学校において受検番号の掲示をもって行う。

9. 予備入学

令和8年3月23日(月)午後1時から(受付は午後12時30分から) 七尾東雲高等学校で予備入学を行うので、合格者は時間厳守で登校すること。

10. その他

本校への入学を志願する者については、この心得によるほか、「令和8年度石川県公立高等学校入学者募集要綱」に定めるところによるものとする。